東北管区警察局情報処理能力検定に関する訓令

平成５年８月１２日　東北管区警察局訓令第４号

改正　平成６年　東北管区警察局訓令第２号
平成１２年　東北管区警察局訓令第６号
平成１３年　東北管区警察局訓令第５号
平成１６年　東北管区警察局訓令第２号
平成２７年　東北管区警察局訓令第３号
平成２９年　東北管区警察局訓令第５号

（趣旨）

第１条　この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成５年警察庁訓令第１号）に定めるもののほか、東北管区警察局情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の級位）

第２条　能力検定の級位は、初級及び中級に区分して行う。

２　能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げるものとする。

（能力検定の実施）

第３条　能力検定は、東北管区警察局長（以下「局長」という。）が行う。

２　実施に関する事務は、情報技術解析課において行う。

３　能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

（合格証書の交付）

第４条　局長は、能力検定に合格した者に対し、合格証書を交付する。

２　合格証書の様式は、別記様式のとおりとする。

（合格者台帳への記載）

第５条　局長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載する。

２　前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

（特例）

第６条　局長は、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格証書を交付及び合格者台帳に記載することができる。

附　則

この訓令は、平成５年９月１日から施行する。

附　則（平６．７．１東北管警訓２）

この訓令（警察法施行規則の一部改正等に伴う関係訓令等の整備に関する訓令）は、平成６年７月１日から施行する。

附　則（平１２．７．２１東北管警訓６）

この訓令は、平成１２年７月２１日から施行する。

附　則（平１３．３．３０東北管警訓５）

この訓令（警察庁組織令等の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平１６．４．１東北管警訓２）

この訓令は、平成１６年４月５日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則（平２７．９．１０東北管警訓３）

この訓令は、平成２７年９月１０日から施行する。

附　則（平２９．１２．７東北管警訓５）

この訓令は、平成２９年１２月７日から施行する。

別表（第２条関係）

級位	知　　識　　及　　び　　技　　能
初級	１　警察における情報セキュリティに関する訓令（平成 15 年警察庁訓令第３号）第２条第５号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	１　情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの

別記様式（第４条関係）

第　　号

情報処理能力検定合格証書

官職

氏名

上記の者は情報処理能力検定　　級に合格したことを証する。

年　　月　　日

東北管区警察局長

警視監　　氏　　名　　印